

【公募要綱】CATV（HFC 関連）機器の売却処分について

雲南市・飯南町事務組合ケーブルテレビ事業部（雲南夢ネット）では、現在所有するケーブルテレビ関連機器の売却処分について、買取希望者を公募します。

記

1. 目的

雲南市・飯南町事務組合（以下「事務組合」という）が所有するケーブルテレビ HFC 関連機器（以下「不用品」という）を売却処分します。

事務組合にとって最も有利な条件で売却契約を締結できる候補を選定することを目的とし、下記のとおり参加者を募集します。

なお、この公募により見積金額を聴取するものではありません。

2. 売却を予定する不用品一覧

名称	型式	製造年	数量	備考
無停電電源供給器	SPS-330BI-2HE700	2021 年 以 前	15 台	内 14 台新品、取付金物等含む
同上バッテリー	PWL12V24	〃	64 個	購入後充電していません
無停電電源供給器	PS-6006DFN	不明	3 台	内 2 台新品、新品のうち 1 台バッテリー組込済み
双方向幹線増幅器	TZ-A2TDA30TM	不明	3 個	
双方向幹線増幅器	FCE-732A2TG-V	不明	1 個	
タップオフ	CC-174MT,CD-118MT,CD-042MT 他各種	不明	16 個	
マルチメディア伝送装置（ユニット組）	ScientificAtlanta 社 製	2001 年	1 式	
TV モジュレーター	ATM1128A	1994 年	1 台	
TV プロセッサー	ATM1127A	1994 年	5 台	
無停電電源装置	A11J502	2015 年	1 式	増設バッテリーモジュール付属
同上バッテリー		〃	16 個	保管後充電していません
ケーブルモデム	住友電気工業製各種		1 式	

- ・ いずれの機器も動作保証しません。
- ・ 付属ケーブル、梱包材等を含みます。
- ・ 希望者には事前に物品の状態を確認できる現地確認の機会を設けますので、下記連絡先までお問い合わせください。

3. 公募条件

- ・ 古物営業法に基づく古物商の許可を得ている法人であること。
- ・ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定にいずれも該当

しないこと。

- ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員等が関与している者でないこと。

4. 最低売却価格

50,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

5. 売買に係る条件等

- ・売買代金の納付は事務組合指定の方法によるものとします。
- ・不用品の所有権は売買代金の納付を完了したとき事務組合から買受人に移転するものとし、事務組合が売買代金の納付を確認したときを以って不用品の引渡しが可能となるものとします。
- ・売却物品の滅失、毀損等に関する危険負担は、不用品の引渡しが完了したときに事務組合から買受人へ移転するものとします。
- ・不用品の引渡し前（危険負担が事務組合に在る期間）に事務組合及び買受人双方の責めに帰すことができない事由により物品の全部又は一部が滅失又は毀損した場合、買受人は本契約を解除することができます。この場合、事務組合は受領済みの売買代金を返還します。
- ・売却物品の搬出、運搬、その他引き渡しに要する一切の費用は、買受人の負担とします
- ・買受人は、買い受けた物品を将来処分する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、自らの責任において適正に処理しなければならない。

6. 注意事項

- ・不用品は、すべて引渡し時点の現状有姿での引渡しとします。
- ・不用品の引渡し後に発覚した物品に関し、契約不適合責任（瑕疵担保責任）を一切負わないものとし、数量不足、品質の劣化、隠れた瑕疵、故障、その他いかなる不具合があった場合でも、事務組合は返品、交換、返金、損害賠償等の責任を一切負いません。

7. 参加方法

- ・参加希望者は、この公募要綱のすべてを承知のうえで別添の「様式第 1 号 CATV（HFC 関連）機器の売却処分に係る見積合わせ参加申込書」に記入のうえ「3.公募条件」を満たすことを証明する書類を添付し、下記連絡先まで持参、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかの方法により提出してください。

8. スケジュール

- ・参加申し込み受け付け期間

令和7年9月17日10:00 ～ 令和7年10月8日17:00

- ・期間締め切り後、申込内容を審査し、見積を依頼します。見積書の提出方法等は見積通知書をご確認ください。

9. その他

- ・本件への参加に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・事務組合は、必要に応じて本公募手続きを中止、または内容を変更する場合があります。
- ・提出された情報は、本件の目的以外に使用しません。

10. 本件に関する連絡先

雲南市・飯南町事務組合 ケーブルテレビ事業部 施設課

住 所：〒699-1311 島根県雲南市木次町里方1335番地3

電話番号：0854-42-5800 (FAX：0854-42-9155)

受付時間：平日8:30～17:00

メー ル：catv-shisetu@bs.kkm.ne.jp